

第6回新型コロナウイルス感染症対策本部会議

日 時：令和2年3月23日(月)

15時30分～16時00分

場 所： 本庁3階 第3会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 現時点における対応状況等について各局区室から報告

① 教 育 委 員 会・岡山っ子育成局

② 保 健 福 祉 局

③ その他（産業観光局、水道局・下水道河川局、財政局等）

(2) その他

3 閉 会

今後（休業日及び1学期）の予定について

●感染が拡大した場合等は別途判断するが、当面は新年度に向けて学校再開の準備を進める。

1 学年末・学年始休業（3／26～4／6）について

- 外に出かけたり運動したりすることが想定されるので、感染防止の指導（手洗い、うがい、換気等）を徹底する。
※休業中の過ごし方、運動・外遊びの例を家庭へ配付する。
- 小学校での預かり、児童クラブへの教職員の派遣は行わない。
※年度末・年度始の事務のため。
- 文部科学省の方針を受け、部活動は実施しない。

2 1学期（4／7～）の児童生徒の登校について

- 感染防止の指導（手洗い、うがい、換気等）を徹底しながら、授業、給食、部活動等を再開することとして準備を進める。
- 始業式、入学式は実施する。
入学式への参加は入学生とその保護者、在校生及び教職員とし、来賓の招待は取りやめる。実施方法や在校生の参加については、会場の容量等を踏まえ各校で検討。

3 スケジュール（予定）

3月25日（水）	修了式：小学校（91校うち分校2校）、中学校（38校）
4月 7日（火）	始業式：小学校（91校うち分校2校）、中学校（38校）
	入学式：緑ヶ丘中学校
8日（水）	入学式：岡山後楽館中・高等学校
9日（木）	入学式：中学校（36校）
10日（金）	入学式：小学校（89校）

〈放課後児童クラブ〉
学校の臨時休業に伴う対応状況について

※運営委員会等の87クラブ

1 クラブの開所状況

(1) 開所状況 87クラブ8時間以上開所中

(2) 受入児童数(平日平均)

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	計
受入児童数	1,273	1,064	718	393	183	77	3,709

※登録児童数の約50%

(3) 学校施設利用状況(平日平均)

学校施設	運動場	体育館	教室(特別教室含む)
クラブ数	62クラブ	14クラブ	11クラブ

2 【臨時休業期間】3月2日(月)から3月25日(水)までの対応

(1) クラブは、午前中から8時間は開所(少なくとも低学年は受入)

(2) 人的支援

①児童館職員による応援

- ・派遣期間 3月3日(火)から3月25日(水)まで
- ・派遣状況 12クラブ、延べ134人(予定含む)

②小学校教職員による応援

- ・40名程度/日

(3) 財政支援

- ・クラブの追加経費は公費で負担する(国庫負担10/10)
- ・追加の保護者負担は徴収しないよう要請(対象:96クラブ)
- ・クラブ利用自粛者への利用料返納に対する助成(市独自)

3 【春休み以降】3月26日(木)からの対応

- ・児童クラブは、感染予防に配慮しつつ、通常の運営(長期休業中の対応)へ戻すことを基本とする。
- ・マスク、消毒用アルコール追加配付(3/23から)。
- ・クラブの個々の事情により、市の人的支援等が必要な場合は、状況を見ながら個別に判断する予定。

4 その他

- ・児童館等の再開に向けて準備を進めているが、再開時期については、感染の状況を見極めた上で判断する予定。

市主催行事の開催状況について

新型コロナウイルス感染症対策にかかる市主催行事の開催に関する方針

【R2.2.27 第2回対策本部会議決定】

○岡山市が主催する行事に関しては、参加者名簿の作成によって連絡体制が十分に整備されているものを除き、当面（とりあえず2週間）原則として中止とする。

○なお、連絡体制を十分に整備している場合であっても、感染した場合に重症化する恐れがある高齢者や基礎疾患を有する参加者が多いもの又は会食を伴うものは中止とする。

【R2.3.13 第3回対策本部会議決定】

○上記方針をおおむね10日間継続する。

【R2.3.23 第6回対策本部会議(案)】

○3月末までは従前の方針を踏まえて、既に下記のような状況になっていると認識。

○4月以降は、下記感染対策を守りつつ再開するが、市（県）内の感染状況によっては、対応を変更する場合がある。

《感染対策》

クラスター（集団）発生のリスクが高い3条件が重ならないよう工夫する

- ①換気の悪い密閉空間
- ②多数が集まる密集場所
- ③間近で会話や発声をする密接場面

1. 集計状況（主催・共催・かかわりが深い行事）

3月23日現在

参加者数 時 期	状 况	全行事	500人以上	100~500人
3月22日まで の行事	開催（開催中）	11	3	8
	中止・延期	46	13	33
	小 計	57	16	41
3月23日から 3月31日まで の行事	開催予定	3	0	3
	中止・延期	12	4	8
	小 計	15	4	11
4月の行事	検討中	41	11	30
合 計		113	31	82

2. 規模の大きな行事で開催中もしくは開催予定のもの 《抜粋》

卒園式

3. 規模の大きな行事で中止となったのもの 《抜粋》

- ①岡山さくらカーニバル
- ②半田山植物園さくら祭り

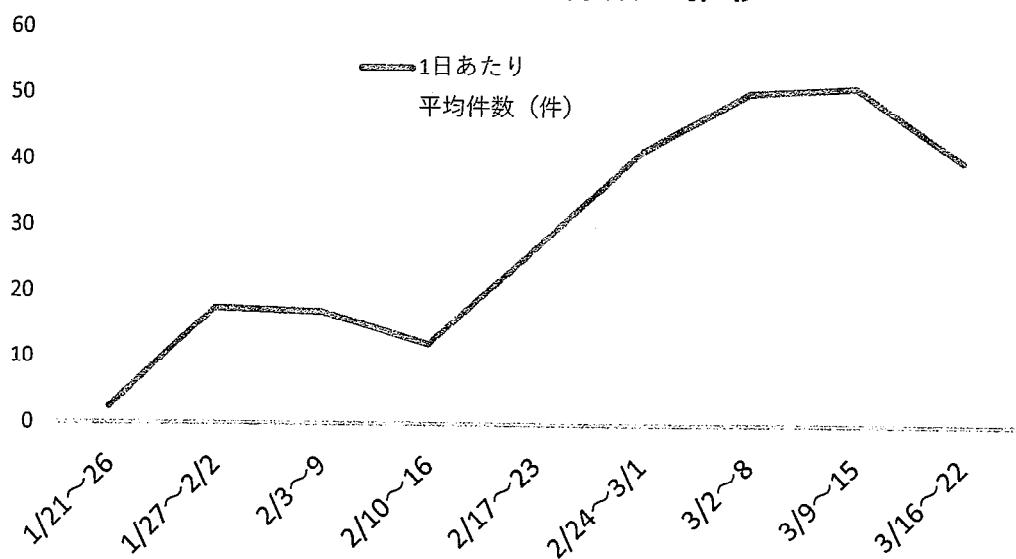
新型コロナウイルス感染症に関する相談等について

R2.3.23 保健管理課

①保健所への相談件数の推移

	相談週計 (件)	1日あたり 平均件数 (件)	相談累計 (件)
1/21～26	15	2.5	15
1/27～2/2	123	17.6	138
2/3～9	119	17.0	257
2/10～16	85	12.1	342
2/17～23	188	26.9	530
2/24～3/1	290	41.4	820
3/2～8	352	50.3	1,172
3/9～15	358	51.1	1,530
3/16～22	280	40.0	1,810
合計	1,810	35.5	

保健所への相談件数の推移



相談件数の累計は、相談開始の1/21～3/22までで1,810件となっている。

1週間あたりの平均相談件数は、3月上旬までは増加したものの、3月中旬にはやや減少した。

②検査数

3/22までの累計 95件 (概ね毎日、数件程度を実施している)

……3月22日に市内で1件の陽性反応を確認

新型コロナウイルス感染症発生について

1 日 時 令和2年3月22日（日）

2 患者数 1名（女、60歳代）

3 概要

(1) 経過

3月17日（火）患者は、発熱の症状を呈したため、帰国者・接触者外来を受診した。

3月21日（土）患者は、帰国者・接触者外来を受診した。

3月22日（日）PCR検査の結果、陽性と判明。

23日以降入院できるよう調整

(2) 行動歴

3月9日（月）～15日（日）スペイン旅行。

(3) 濃厚接触者

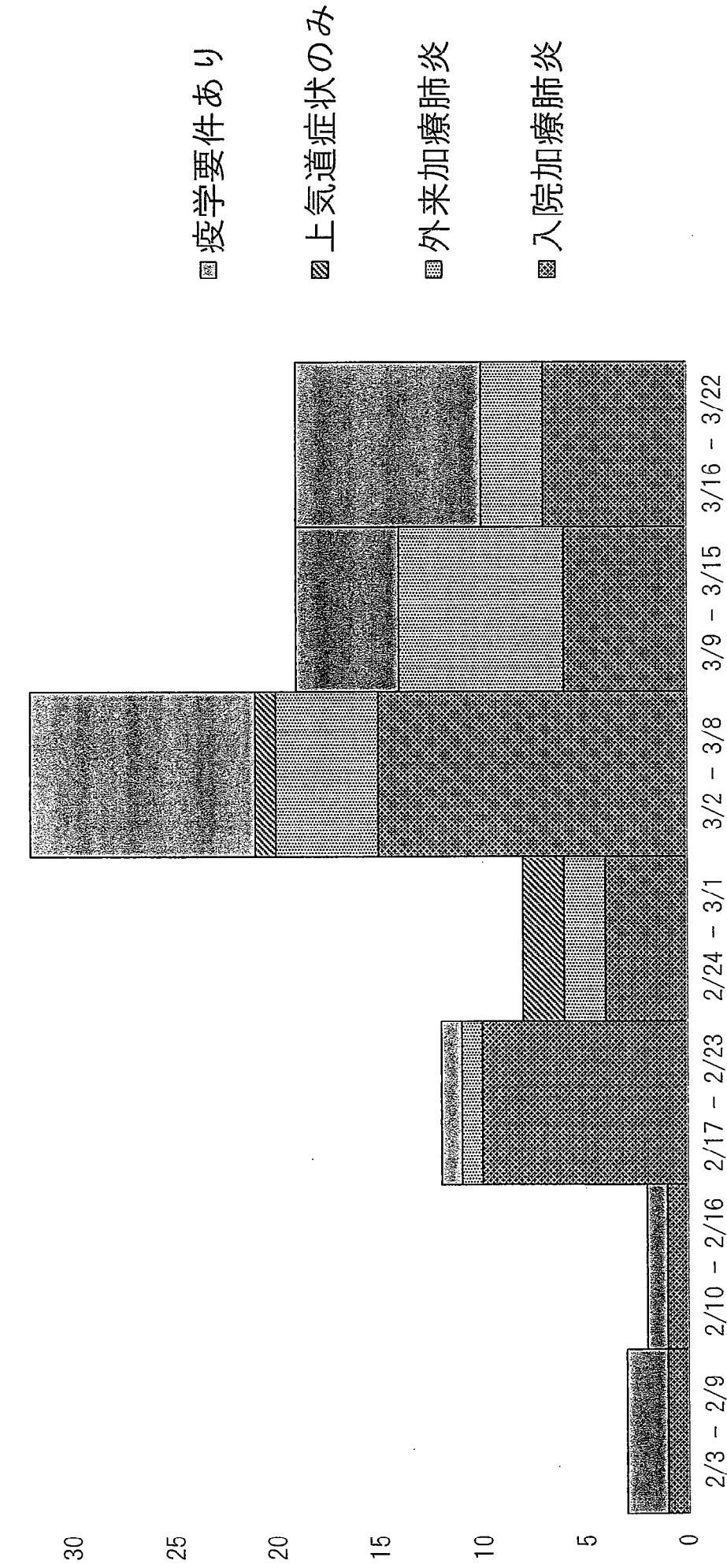
・同居の家族1名、3月23日PCR検査実施予定。

・別居の家族2名（2世帯）、3月23日PCR検査実施予定。

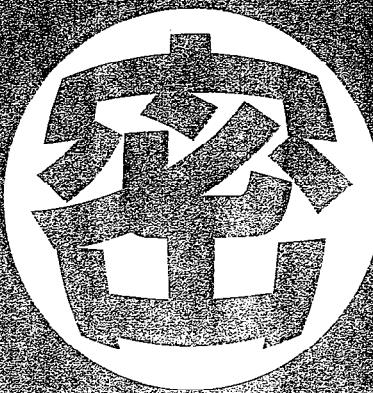
・それ以外の濃厚接触者は調査中。

[函]山市保健所におけるSARS-CoV2(新型コロナウイルス)PCR検査実績
令和2年3月22日時点でのみ陽性(3月22日疫学要件ありの検査)

35

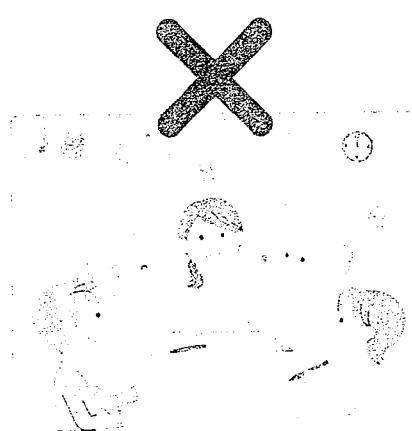


新型コロナウィルスの集団発生防止にご協力をおねがいします



を避けて 外出しましょう！

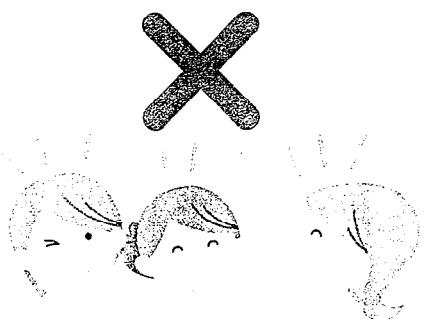
①換気の悪い
密閉空間



②多数が集まる
密集場所



③間近で会話や
発声をする
密接場面



新型コロナウィルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。

1
2
3

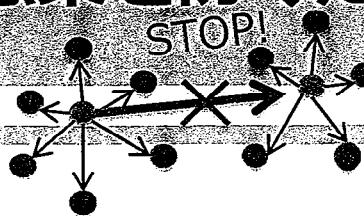
3つの条件がそろう場合
クラスター(集団)発生の
リスクが高い！

※3つの条件のほか、共同で使う物品には
消毒などを行ってください。



新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために

感染拡大を防ぐために



国内では、散発的に小規模に複数の患者が発生している例がみられます。この段階では、濃厚接触者を中心に感染経路を追跡調査することにより感染拡大を防ぎます。

今重要なのは、今後の国内での感染の拡大を最小限に抑えるため、

小規模な患者の集団（クラスター）が次の集団を生み出すことの防止です。

＜感染経路の特徴＞

※「小規模患者クラスター」とは

感染経路が追えている数人から数十人規模の患者の集団のことです。

- ◆これまでに国内で感染が明らかになった方のうちの8割の方は、他の人に感染させていません。
- ◆一方、スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テントなどでは、一人の感染者が複数に感染させた事例が報告されています。

このように、集団感染の共通点は、特に、

「換気が悪く」、「人が密に集まって過ごすような空間」、「不特定多数の人が接触するおそれが高い場所」です。

国民の皆さまへのお願い

- ◇ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避けてください。
- ◇ イベントを開催する方々は、風通しの悪い空間や、人が至近距離で会話する環境は、感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、その開催の必要性について検討するとともに、開催する場合には、**風通しの悪い空間をなるべく作らない**など、イベントの実施方法を工夫してください。

これらの知見は、今後の疫学情報や研究により変わる可能性がありますが、現時点で最善と考えられる注意事項をまとめたものです。

厚生労働省では、クラスターが発生した自治体と連携して、クラスター発生の早期探知、専門家チームの派遣、データの収集分析と対応策の検討などを行っていくため、国内の感染症の専門家で構成される「クラスター対策班」を設置し、各地の支援に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)

本専門家会議は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の下、新型コロナウイルス感染症の対策について医学的な見地から助言等を行うために設置されました（令和2年2月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）。この見解は、新型コロナウイルス厚生労働省対策本部クラスター対策班が分析した内容等に基づき、専門家会議において検討した結果をまとめています。

現在までに明らかになってきた情報をもとに、現状の状況分析を行い、その正確な情報提供に努めるとともに、政府及び自治体に対し提言を、国民の皆様及び事業者の方々に対しお願いをすることとしています。

分析結果等はあくまでも現時点のものであり、隨時、変更される可能性があります。

I. はじめに

新型コロナウイルス感染症の流行が始まり、わずか数か月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となりました。この感染症については、まだ不明の点も多い一方、多くのことが明らかになってきました。例えば、この感染症に罹患しても約80%の人は軽症で済むこと、5%程の方は重篤化し、亡くなる方もいること、高齢者や基礎疾患を持つ方は特に重症化しやすいことなどです。これまで世界で19万人以上の感染者と、8,000人近い死亡者が報告されています。本専門家会議は、新型コロナウイルス感染症について十分な注意と対策が必要な感染症であると考えています。特に、気付かないうちに感染が市中に拡がり、あるときに突然爆発的に患者が急増（オーバーシュート（爆発的患者急増））すると、医療提供体制に過剰な負荷がかかり、それまで行われていた適切な医療が提供できなくなることが懸念されます。こうした事態が発生すると、既にいくつもの先進国・地域で見られているように、一定期間の不要不急の外出自粛や移動の制限（いわゆるロックダウンに類する措置）に追い込まれることになります。

私達は、我が国がこのような事態を回避し、できるだけ被害を小さくするための提案として、本提言を取りまとめました。政府や国民の皆様などには内容をご理解いただき、我が国の被害を少しでも減らすための政策や行動につなげていただきたいと考えています。

II. 状況分析等

1. WHOによるパンデミックとの認識（3月11日）と日本の対策について

世界保健機関（WHO）のテドロス事務局長は、2020年3月11日の会見において、世界で感染が拡がりつつある新型コロナウイルスについて、「パンデミック（世界的な大流行）とみなせる」と表明しました。中国、韓国以外での感染状況が加速する現状に強い懸念が示されましたが、「事態をパンデミックと描写することそれ自体が、ウイルスの脅威に対するWHOの評価や、WHOの対応、各国の対応を変えることにはならない」とも述べ

医療機関を除く)が新型コロナウイルス感染症の診療を行うことになります。その際、地域における医療機関ごとの役割分担(軽症者は在宅療養、重症者は高次医療機関、その他は診療所や一般医療機関で診療するなど)を踏まえ、医療ニーズの低減努力(一般患者の外来受診間隔を開ける、ファクス処方の利用、待機的入院・手術の延期等)をお願いいたします。また、各医療機関におかれましては、それぞれの診療継続計画に基づき、医療従事者の適切な配置等をご検討ください。医療につきましては、新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議「平成25年6月26日(平成30年6月21日一部改訂)新型インフルエンザ等対策ガイドライン」のVI 医療体制に関するガイドラインが準用可能ですのでご参照ください。

(8) PCR検査について

新型コロナウイルス感染症においては、医師が感染を疑う患者には、PCR検査が実施されることになっています。また、積極的疫学調査において検査の必要性がある濃厚接触者にもPCR検査が実施されます。このように適切な対象者を検査することで、新型コロナウイルスに感染した疑いのある肺炎患者への診断・治療を行っているほか、濃厚接触者の検査により、感染のクラスター連鎖をとめ、感染拡大を防止しています。すでに、検査受け入れ能力は増強されており、今後も現状で必要なPCR検査が速やかに実施されるべきと考えています。今後は、わが国全体の感染状況を把握するための調査も必要です。

なお、PCR検査法は優れた検査ではありますが、万能ではなく感染していても陽性と出ない例もあります。したがって、PCR検査のみならず、臨床症状もあわせて判断する必要があります。また、迅速診断法や血清抗体検査法などの導入により、より迅速で正確な診断が期待されています。

(9) 大規模イベント等の取扱いについて

2月26日に政府が要請した、全国的な大規模イベント等の自粛の成果については、その効果だけを取り出した「まん延防止」に対する定量的な効果測定ができる状況にはないと考えていますが、専門家会議としては、以下のような観点から、引き続き、全国的な大規模イベント等については、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められると思います。

- 全国規模の大規模イベント等については、
- ①多くの人が一堂に会するという集団感染リスクが想定され、この結果、地域の医療提供体制に大きな影響を及ぼしかねないこと(例:海外の宗教行事等)
 - ②イベント会場のみならず、その前後などに付随して人の密集が生じること(例:札幌雪まつりのような屋外イベントでも、近辺で3つの条件が重なったことに伴う集団感染が生じていること)
 - ③全国から人が集まることに伴う各地での拡散リスク、及び、それにより感染者が生じた場合のクラスター対策の困難性

(例：大阪のライブハウス事案（16都道府県に伝播）)

④上記のリスクは屋内・屋外の別、あるいは、人数の規模には必ずしもよらないことなどの観点から、大規模イベント等を通して集団感染が起こると全国的な感染拡大に繋がると懸念されます。

このため、地域における感染者の実情やその必要性等にかんがみて、主催者がどうしても、開催する必要があると判断する際には以下①～③などを十分注意して行っていただきたい。

しかし、こうしたリスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期をしていただく必要があると考えています。

また仮にこうした対策を行えていた場合でも、その時点での流行状況に合わせて、急な中止又は延期をしていただく備えも必要です。

①人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施、

②密閉空間・密集場所・密接場面などクラスター（集団）感染発生リスクが高い状況の回避、

③感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力などへの対応を講ずることが求められます。

（別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」参照）

（9）事業者の皆様へのお願い

以下の事項に留意して、多様な働き方で働く方も含めて、従業員の感染予防に努めてください。

- ・労働者が発熱などの風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
- ・テレワークや時差通勤の活用推進
- ・お子さんの学校が学級閉鎖になった際に、保護者である労働者が休みやすいように配慮
- ・感染拡大防止の観点から、イベント開催の必要性を改めて検討
- ・別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」の2）クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避のための取組に準じて、従業員の集団感染の予防にも十分留意してください。
- ・海外出張で帰国した場合には、2週間は職員の健康状態を確認し、体調に変化があった場合には、受診の目安を参考に適切な対応を取るよう職員への周知徹底をしてください。

IV. 終わりに

この状況分析・提言については、今後、国際的な状況、新規感染者数の動向、国民や行政に知らせるべき新たな重要な知見等が生じた場合に、政府が、「緊急事態宣言」の発動も

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接觸した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合は、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4) その他

- 食事の提供は、大皿などの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

令和2年3月23日
第6回新型コロナウィルス感染症
対策本部会議資料
産業観光局

第6回新型コロナウィルス感染症対策本部会議 説明事項

(3月23日(月) 15:30~)

○市の経済支援について

- ・市内企業への影響調査結果（3月9日～13日実施）

※調査回答数 301社

- ・「新型コロナウィルス対策マル経」の実質0金利補助（3月17日開始）

※当初3年間利子全額補給

- ・中小企業診断士による専門家派遣（3月24日開始）

※融資、信用保証手続き支援

- ・社会保険労務士による専門家派遣（4月1日開始）

※雇用調整助成金手続き支援

- ・認定件数（市独自融資、セーフティネット4・5・危機保証、持続化補助金）

※3月第1週～第3週の実績

認定事業者数 77社

- ・市の相談対応件数

※2月最終週～3月第3週までの実績

相談件数 336件

○商工会議所・商工会の動き

- ・岡山商工会議所が「飲食店応援サイト」（3月24日～）によるPR開始

※3月16日マスコミリリース

- ・中小企業診断士による専門家派遣（3月24日開始）

※融資、信用保証手続き支援

企業活動への影響

今般の新型コロナウィルス感染症拡大による企業活動等への影響について市内企業に調査(※)を実施した結果は以下のとおり。

(※) 調査期間：令和2年3月9日～3月13日

調査方法：市内商工会議所・商工会を通じたアンケート調査

回答社数：301社

問1 新型コロナウィルス感染症拡大により、企業活動に影響が出ていますか？（一つ選択）

(回答301社)	①売上に影響が出ている	134 (45%)	③影響なし	66 (22%)
	②今後影響が出る見込み	82 (27%)	④不明	19 (6%)

①の場合の減少率毎の割合	10% 25社 (10%)	20% 23社 (17%)	30% 29社 (22%)	40% 16社 (12%)	50%以上 41社 (30%)
--------------	---------------------	---------------------	---------------------	---------------------	-----------------------

※①②に回答のあった216社が以降に回答

問2 問1で①②に該当の場合、具体的にどのような影響が出ていますか？（複数選択）

●飲食業、宿泊業、サービス業、卸売・小売業、運輸・物流業などの方 (回答161社)	●製造業、建設業の方 (回答55社)
①売上減少	136 (84%)
②来客／取引／出荷数量減少	105 (65%)
③仕入れ量減少	21 (13%)
④従業員勤務不能	18 (11%)
⑤商品等在庫残存量増加	7 (4%)
⑥その他	6 (4%)

問3 問2で該当した影響に対して、対応をしていますか？（一つ選択）

(回答216社)	①実施済み	39 (18%)	③予定なし	36 (17%)
	②実施予定	51 (24%)	④未定	91 (41%)

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 水道料金及び下水道使用料に係る対応について

令和2年3月18日付、国の新型コロナウイルス感染症対策本部の「生活不安に対応するための緊急措置」に係る厚生労働省及び国土交通省からの通知を受け、水道料金及び下水道使用料（以下、「水道料金等」という。）の支払猶予等の対応について、以下の措置を実施する。

1 柔軟な措置の実施

一時的に水道料金等の支払が遅れているお客様について、支払期限の延長、分割による納付、給水停止の取りやめ等個別の状況に応じた柔軟な措置を実施する。

2 支払遅延理由の確認

お客様に督促等する際には、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、支払に困難を来しているのかどうかを確認する。

3 広報

上記項目を水道局及び下水道河川局ホームページに掲載し、広く周知するとともに、お客様から窓口・電話等で相談を受けた場合は柔軟に対応する。

4 関係機関との連携

福祉部局等とも十分に連携をとっていく。

生活不安に対応するための緊急措置

令和2年3月18日
新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年3月10日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾をとりまとめたところであるが、現下の景気悪化への懸念が高まる状況を踏まえ、生活に不安を感じておられる方々への当面の追加的な緊急対応策として、以下の措置を講ずる。

(1) 個人向け緊急小口資金等の特例の拡大

- 返済免除特約付き緊急小口資金による貸付について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする個人事業主等の世帯については、学校休業に関わらず、上限額を20万円とし、生活への不安に対応する。あわせて、当座の生活費に切迫している場合については、より迅速に貸付を行うなど、きめ細かな支援を実施する。

このため、緊急小口資金等に対し、速やかに予備費（104億円）を措置する。

(2) 公共料金の支払の猶予等

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、電気料金等の公共料金（上水道・下水道、NHK、電気、ガス及び固定電話・携帯電話の使用料）の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう要請する。

(3) 国税・社会保険料の納付の猶予等

- 国税・社会保険料の納付の猶予制度を積極的に周知広報するとともに、一時に納付することが困難な事情がある納税者等に対しては、その置かれた状況に配慮して、迅速かつ柔軟に対応することとし、猶予の申請や審査について極力簡素化のうえ、原則として1年間は納付を猶予するとともに、延滞税・延滞金についても免除・軽減措置を講ずることとしたところである。

現下の景気悪化への懸念が高まる状況を踏まえ、納税者等からの問合せや相談を待つだけではなく、確定申告相談等のあらゆる機会を捉えて積極的に制度を周知・広報するよう、現場に徹底する。

(4) 地方税の徴収の猶予等

- 地方税についても、(3)の国税・社会保険料の納付の猶予等の取扱を踏まえ、徴収の猶予等、迅速かつ柔軟に適切に対応するよう、地方公共団体に要請する。